

令和 7 年 5 月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和 7 年 5 月作成

令和 7 年5月 大木町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 12 日（月） 午前 9 時 30 分から

2. 開催場所 大木町役場 3 階 第 1 会議室

3. 総会構成員現在総数 18 名

4. 出席委員 (18 名)

1 番	松本	久吉
2 番	菰方	利幸
3 番	岡崎	良輔
5 番	中島	智道
6 番	廣松	伸幸
7 番	小林	律子
8 番	池口	活友
9 番	平木	俊博
1 0 番	田中	良二
1 1 番	荒巻	明子
1 2 番	熊本	森行
1 3 番	北島	秀一
1 4 番	塚本	英統
1 5 番	今村	真由美
1 6 番	山口	茂徳
1 7 番	牟田口	美智子
1 8 番	松永	静義
1 9 番	井手	正宏（会長）

5. 欠席委員 (0 名)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴岡	寛士
書記	原田	壮一郎

7. 議事内容

1. 報告

- 1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 議事

- 1) 農地法第3条の許可申請について
- 2) 農地法第5条第1項の許可申請について

3. その他

- 1) 今後の日程について
- 2) 令和6年度大木町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況（案）について
- 3) その他

8. 会議の概要

議 長

それではみなさん、おはようございます。だいぶ暖かくなり麦も黄金色に変わる頃だと思います。
いつものことですが、携帯電話はマナーモードか電源を切るようによろしくお願いいたします。
本日の議事録署名人を11番委員の荒巻委員、12番委員の熊本委員に
よろしくお願いいたします。
それでは議題に入りたいと思います。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 朗読説明 「省略」 ）

議 長

事務局の説明が終わりました。報告第1号を終わります。
次に議案第1号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。番号1番を議題とします。事務局の朗読説明をお願いします。

事務局

（ 朗読説明 「省略」 ）

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の田中委員の意見をお願いいたします。

田中委員

4月21日に行政書士の〇〇さんが自宅に来られ、農地売買について説明がありました。この農地は私の家より200メートルくらいのところで、譲渡人は2年くらい前より長男さんの近所の施設に入っておられ、宅地と一緒に売買されます。以前は自家用野菜を栽培されていて、ここ何年かは息子さんが草刈をしていました。何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長

地元委員の意見はお聞きのとおりです。質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

各委員

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成と認め、番号1番を承認することに決定いたします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の許可申請について」を議題とします。番号1番を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明 「省略」)

議 長

事務局の説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査員の荒巻委員の意見ををお願いします。

荒巻委員

5月8日に熊本委員と事務局の方で行きました。(地図を見ながら)こちらの上の方、814は住宅の建設中でした。周りも住宅に囲まれていて、排水は上の矢印の方が北側の水路に排水ができるようになっており、下の方が側溝を通して東の方に排水できるようになっており、何も問題はなかったです。審議の方よろしくをお願いします。

議 長

続いて、地元委員の北島委員の意見をお願いいたします。

北島委員

4月24日に土地家屋調査士の〇〇さんという方が説明に来られました。先ほども言われていましたが、814の方は以前に農業委員会で審議されて、転用の許可がおりています。その手前のところは田んぼだったのですが、ほとんど耕作の方はされていせんので、こちらも売買されて住宅が2軒開発されるということでした。説明にありましたとおり、排水に関しても何ら問題はないかと思えます。審議の方をお願いします。

議 長

現地調査員ならびに地元委員の意見はお聞きの通りです。質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

各委員

(意見なし)

議 長

意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成と認め、番号1番を承認することに決定いたしました。次に番号2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明 「省略」)

議 長

事務局の説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員

5月8日に荒巻委員と事務局3名で現地調査を行いました。
先ほど事務局から説明があったとおり、一般住宅のための転用申請です。場所的には役場から東側に500メートルくらい行ったところで、〇〇〇という鰻屋さんから南に50メートルくらい入ったところ
です。
田んぼは耕作者、所有者の承諾書ももらってあります。
それと、455-1の宅地とは親子関係です。田んぼの境はブロック4段くらい積み上げるということで、排水は浄化槽を通して東側の水路に流すということです。
転用による周囲の営農の影響はないと思いますので、審議のほどを
よろしくをお願いします。

議 長

続いて地元委員の北島委員の意見をお願いします。

北島委員

4月25日に土地家屋調査士の〇〇さんという方が説明に来られました。土地の方は現在田んぼなのですが、耕作者とも承諾は取れているということですので問題ないと思います。
排水に関してもすぐそばに水路がありますのでこちらに流されるということです。
隣の宅地のところは、堀を隔てた反対側の町道から橋がかかっていますので、そちらの方から出入りされると聞いています。
特に問題はないかと思いますので審議のほどをお願いします。

議 長

現地調査委員ならびに地元委員の意見はお聞きのとおりです。
質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

菰方委員

7 ページ目に先ほどに説明があった農振除外という話がありましたよね？令和4年2月3日に除外になったということですけど、今までこの文言はよく出てくるんですが、除外申請がどういう流れでこうなっているのか詳しく説明してください。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

令和4年2月3日は農振見直しが終わった日付になります。公告が終わり、正式に決定された一斉見直しの分の日付が全部にかかっているということになります。

菰方委員

それではこれは令和4年に大木町において見直しが行われたということですか？その見直しの基準は何かあったわけですか？
要は青地白地の見直しというわけじゃないんですか？

議 長

そうです。

菰方委員

それはどういう基準で行われたんですか？

議 長

いったん休憩します。

(休憩)

議 長

では再開いたします。他に意見はないでしょうか？

各委員

(意見なし)

議 長

ないようでしたら、採決いたします。
番号2番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成と認め、番号2番を承認することに決定いたします。それではその他の事項に入りたいと思います。
事務局より説明をお願いします。

事務局

(朗読説明「省略」)

議 長

それでは今月の農業委員会をこれで閉会したいと思います。
どうもありがとうございました。

9. 議案の賛否

1) 農地法第3条第の許可申請について

番号1	賛成 17 名	反対	0 名
-----	---------	----	-----

2) 農地法第5条第1項の許可申請について

番号1	賛成 17 名	反対	0 名
-----	---------	----	-----

番号2	賛成 17 名	反対	0 名
-----	---------	----	-----

10. 閉会の日時 令和7年5月12日（月） 午前10時30分